

平成27年度第2回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

平成27年11月10日（火）10:00～11:20

2 場所

ルポールみずほ

3 出席者

菅原佳典委員長、及川洋委員、千葉一明委員、相馬智子委員、遠藤宏委員

4 審議事項

【抽出案件（警察本部：交通管制センター既設機器改修工事）】

委員：機器費用の積算について、複数社から見積もりを徴収したと説明があったが何社から徴収したのか。

警察：県外機器メーカー2社から徴収した。

委員：入札参加資格を満たす県内業者は2社のみということであるが、今後も当該機器の新設・改修がある場合、入札参加が可能なのはこの2社に限られるということか。

警察：入札参加資格を満たすのは、県内業者では2社、県外業者では11社存在する。そのため競争性を確保するためには、この13社が参加できる要件で入札執行する必要があるものとする。

委員：同様の案件について、これまで13社が入札参加した案件はあるのか。大半が数者（2～3社）のみが参加しているのであれば、随意契約となら変わらないのではないかと。できる限り多くの業者、特に県内中小企業が参加できるように発注に努めてほしい。

警察：更新前の現行の機器については、当該機器を新設した業者でなければ改修工事ができないものとなっている。この状況を改善するため、警察庁の指導のもと、どの業者でも改修工事が行えるように機器の「標準化」を図っており、順次進めている状況である。

当該案件については、現行の機器を今後も使用する必要があり、既設メーカーの取扱い業者でなければ改修工事を施工できない状況であったが、機器の「標準化」が進めば、多くの業者による改修工事の施工が可能となるものとする。

委員：既設機器を使用せざるを得ない状況が続くとすれば、今回のように入札参加者が限られる状況も続くと思われるが、すべての機器を新設できれば競争性が高まるのではないか。

警察：予算上の制約もあり、一度にすべての機器を新設することは出来ないが、順次機器を更新していく計画であり、今後は競争性が高まっていくものとする。

委員：予定価格を積算するにあたり「土木工事標準積算基準書」により算出とあるが、これは全国一律の基準のものなのか。また、一定のサイクルで改訂するのか。

事務局：県の積算基準書は国の積算基準書を参考として作成しているが、部分的に県独自の仕様も反映させた内容となっている。また、国の積算基準書も定期的な改訂は行われておらず、調査により変更すべき点が生じた場合に改訂される。このため、基本的には国の積算基準書に改訂があれば県の積算基準書も改訂することになる。

【抽出案件（北秋田地域振興局建設部：地方道路交付金工事（災害防除）】

委員：当該案件は総合評価落札方式であるが、法面工事は災害の防止に直接影響するものであり、こういった観点についても評価すべきと考えるが、どうか。

北秋田：当該案件は総合評価落札方式の「簡易型」として発注おり、あらかじめ評価項目が決められている内容となっている。応札者の創意工夫を評価する「施工計画型」もあるが、今回の場合は法面部分に金網を張るというものであり、特殊な技術を必要としない工事内容であったため、「簡易型」を採用して発注したものである。